



128号

平成25年9月15日

# 全国間税会総連合会 全間連会報

発行者

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義

事務局

〒105-0003 東京都港区

西新橋3-23-6 白川ビル3F

TEL 03(3437)0201

FAX 03(3437)0301

URL <http://www.kanzeikai.jp>

E-mail [info@kanzeikai.jp](mailto:info@kanzeikai.jp)

印刷 株式会社 総北海



江戸時代から受け継がれる「だんじり子供歌舞伎」(戦後一時中断)  
1993年より復活し、毎年5月、香川県東かがわ市松原の白鳥神社  
(猪熊兼年宮司)の春祭りで奉納上演されている。

## 主要目次

平成26年度 税制及び執行に関する要望書…2～3

平成25年度「消費税等に関するアンケート調査」  
結果報告 ……4～5

平成24年度 租税滞納状況…6

間税会組織の現状…7

局連だより(四国間連)…8～9

全間連の動き…10

広報だより(関東信越間連)…11

間税会だより(組織増強への取り組み)…12～15  
武蔵野・大宮・竜ヶ崎・上田・三条・  
富山・府中・伊予西条・小倉

消費税の円滑な転嫁等を推進するための措置…16

消費税 活かすみんなの 間税会

## 1 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

### 〔要 旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度改革を推進するとともに、行財政構造等の徹底した見直しを行うべきである。

### （理 由）

国の平成25年度当初予算における公債発行高は約45兆円（歳入の49.1%）に、また、平成25年度末の公債残高が750兆円に上ること等からみて、財政健全化のために、また、今後の少子・高齢化の進展に伴う年金・医療・介護給付や少子化対策に要する経費の増大に対処するためにも、税制の抜本的な改革により国民に負担増を求めることは避けられないと考えられる。

この点について、政府は、社会保障制度と租税制度を一体として改革することとし、昨年3月に、関係法案を国会に提出した。

この法案に織り込まれていた税制抜本改革のうち、消費税に関する部分については昨年8月に、そして、所得税・相続税に関する部分については本年3月に、それぞれ国会で可決され成立した。

これらの税制抜本改革による増収措置については、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性等から見て、やむを得ない措置であると受け止めているが、これらの増収措置に併せて、次の措置を併せ講ずることが必要である。

- (1) 社会保障・税一体改革という観点から、また、消費税収は社会保障給付及び少子化対策の経費に充てるための目的税とすることを踏まえ、社会保障制度改革を早急に実現するとともに、改革後の制度を維持するための財源規模等を、国民に明示すること。
- (2) 消費税の税率引上げに伴う低所得者の負担緩和措置は、税体系全体の中で、更には、社会保障制度全体の中で対処すること。
- (3) 消費税の税率引上げに際し、税率引上げ分の転嫁等が円滑に行われ、また、関係事業者において混乱が生じないよう、万全の措置を講ずること。
- (4) このたびの税制改革により、国民各層にかなりの負担増を求めることになることに鑑み、政府当局等も身を切る改革が必要である。

すなわち、政治面及び行財政面の全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性等を過去の経緯にとらわれることなく見直すこととし、議員定数や歳費、社会保障関係費、公務員の人件費、公共事業費などあらゆる分野にわたり、徹底した歳出削減等を行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。

## 2 消費税に関する事項

### (1) 消費税の定着

#### 〔要 旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となることから、長期的に安定した税制として、一層定着させるべきである。

### （理 由）

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性はますます高まることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、将来的に安定した税制として、定着させるべきである。

### (2) 単一税率の維持と低所得者の負担緩和措置

#### 〔要 旨〕

消費税は、将来、税率が10%に引き上げられる場合においても、単一税率を維持すべきである。

消費税の税率が10%を超える水準になり、低所得者に対する消費税の負担緩和措置を講ずる必要が生じた場合には、食料品等を低い税率とする複数税率制度ではなく、所得税等において給付付き税額控除制度（還付制度）を設け、その対象にすることにより対処することを検討すべきである。

### （理 由）

イ 消費税は、消費に比例的負担を求める性格の税であることから、その税率は、単一税率が基本である。

ロ 低所得者に対する消費税負担を緩和するための措置としては、食料品など生活に密着した物やサービスを一般の税率（標準税率）より低い税率（軽減税率）とする考え方もあるが、複数税率制度は、税率区分の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であり、さらに、一定規模の税収の確保が求められる場合には、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことにも留意する必要がある。

ハ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとの価格設定をし、また、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に消費税額を明記する、いわゆる税額別記のインボイス制度が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増につながる。

ニ 低所得者に対する税負担の緩和措置については、諸外国に例のあるように、所得税等において給付付き税額控除制度を設けるのが適当である。

### （補 足）

消費税の税率が10%を超える水準となり、国民感情等からみて、食料品などを軽減税率とせざるを得ない事態が生じた場合においては、その対象範囲は基礎的な食料品など、ごく狭い範囲に限定することとし、低所得者に対する全体的な負担軽減措置については、給付付き税額控除制度を併用実施するのが適当である。

さらに、低所得者の負担軽減措置については、税制面のみでなく、社会保障制度全体において対処するのが適当である。

### (3) 仕入税額控除

#### 〔要 旨〕

仕入税額控除の仕組みについては、現行の請求書等保存方式を維持すべきである。

### （理 由）

単一税率の下での仕入税額控除は、現行の請求書等保存方式で適切に対処できるので、欧州諸国の付加価値税のように税額別記のインボイスの保存を要件とするインボイス方式に切り替えるべきでない。

### （補 足）

将来、税率構造のあり方が論議される際には、低所得

者に対する配慮から、食料品等を軽減税率の対象にするという考えも出てきようが、複数税率制度においては仕入税額控除を的確に行うためにインボイス制度の採用が不可欠となると、インボイス制度の下では、免税事業者が取引から排除されるという問題等もあることから、複数税率制度に切り替えることは適当でない。

#### (4) 簡易課税制度

##### 〔要 旨〕

消費税の税率引上げに伴い、簡易課税制度の控除率の見直しを行うべきである。

##### 〔理 由〕

現在、簡易課税制度の控除率は、業種により90・80・70・60・50%の5段階に区分されているが、この控除率による仕入税額の算出値と実額計算による算出値との開差が大きい業種があり、多額の益税が発生しているとの指摘がある。

社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、この開差はさらに拡大する虞があることから、業種等の実態に即して控除率を見直す必要がある。

### 3 個別消費税に関する事項

#### (1) 石油関連諸税と消費税

##### 〔要 旨〕

石油関連諸税については、中長期的には、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

##### 〔理 由〕

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引続き検討をすべきである。

#### (2) 印紙税の負担軽減

##### 〔要 旨〕

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等あり方などについて検討を引続き行うべきである。

##### 〔理 由〕

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、抜本的な見直しをする必要がある。

##### 〔補 足〕

社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、印紙税の不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、是非、見直しを行うべきである。

## 4 執行に関する事項

#### (1) 税務機構

##### 〔要 旨〕

消費税の重要性に鑑み、税務署機構に消費税の指導等を専担する者を配置されたい。

##### 〔理 由〕

消費税は、法人、個人ともに関係する税であることから、法人、個人を通して指導等を担当する部門又は専門官（消費税実務指導専門官等）を設けていただきたい。

#### (2) 広 報

##### 〔要 旨〕

消費税について、より深い理解を得るための広報をさらに行うべきである。

##### 〔理 由〕

消費税について、制度の内容を広く周知することもちろん必要であるが、消費税の国・地方公共団体の財政中に占める地位及び使途（基礎年金、老人医療、介護）等について、さらに周知を図るべきである。

当連合会も、世界の消費税（付加価値税）実施国や消費税の使途等を示すポスター、リーフレット、クリアファイルの展示、配付等による広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続きその広報に積極的に取り組むべきである。

#### (3) 租税教育

##### 〔要 旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

##### 〔理 由〕

当連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校等で配付し、また、「税の標語」に応募するよう呼びかけているところである。

消費税を含めた税の必要性、重要性を若年期から理解させるために、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省等とも連携をとりながら、社会全体として租税教育を積極的に推進すべきである。

なお、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

#### (4) 消費税の滞納整理

##### 〔要 旨〕

消費税の滞納の未然防止、発生した滞納の早期、重点整理等に努められたい。

##### 〔理 由〕

消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることから、当会も滞納の未然防止に取り組んでいるところであるが、執行面において、これまで同様に、その未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むことが重要である。

#### (5) e-Tax

##### 〔要 旨〕

e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

##### 〔理 由〕

石油ガス税の課税場所は、全国で約2,700場に達するが、そのほとんどは中小規模の事業者に係るものである。

石油ガス税は、毎月、申告納税の手続きをとる必要があるところ、中小事業者にとっては、軽視できない負担になっている。関係事業者の事務負担を軽減するためにも、e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

# アンケート集計結果報告

## I 調査目的

全間連では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

この提言活動につきまして、昨年8月には「平成25年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」を財務省、国税庁、政府税制調査会、民主党政策調査会、自由民主党政策調査会等に提出しました。

本年も最近の税制改正等の動きを踏まえ、時期に即した提言をすることとしています。

その提言内容に会員の皆様の意見を反映させるために、「消費税等に関するアンケート調査」を実施しました。

ところで、消費税につきましては、昨年8月に、現在5%の消費税の税率を平成26年4月から8%に、また、平成27年10月からは10%に引き上げることを内容とする法律が成立しましたが、税率の引上げに際し、食料品などを低い税率(軽減税率)とする複数税率にするか、税率は単一としつつ、一定の低所得者には負担した消費税相当額の一部を給付(還付)する制度(給付付き税額控除制度)とするかは、今後の検討課題とされています。

全間連では、従来から、消費税の税率構造について、食料品などを低い税率とする複数税率制度ではなく、税率は単一としつつ低所得者には負担した消費税相当額の一部を給付(還付)する給付付き税額控除制度によるよう提言をしてきました。

この点について、本年1月24日に取りまとめられた政権与党(自由民主党と公明党)の平成25年度税制改正大綱におきましては、消費税の10%引上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざし、本年12月に予定されている平成26年度税制改正決定時までに結論を得ることとされています。

このような背景を踏まえ、これらの問題について、全間連としてどのように対処し、どのような提言をすればよろしいか、皆様の率直なお考えをお伺いするために、次の項目についてアンケート調査を行いました。

### (質 問)

- (1) 消費税の税率構造
- (2) 納税者番号制度

## II 回答率

アンケート用紙の配布数15,000枚に対し、回答数は8,828枚で、回答率は58.9%であった。(別表1参照)

これは、23年の回答数7,900枚に対し920枚増加し、回答率は23年の52.8%から58.9%と6.1ポイント増加した。

### アンケート調査回答率

別表1

| 区 分   | 配 付 数  | 回 答 数 | 回 答 率 |
|-------|--------|-------|-------|
|       | 枚      | 枚     | %     |
| 東 京   | 3,000  | 1,328 | 44.3  |
| 関東信越  | 3,000  | 2,301 | 76.7  |
| 大 阪   | 100    | 65    | 65.0  |
| 北 海 道 | 850    | 622   | 73.2  |
| 仙 台   | 700    | 452   | 64.6  |
| 東 海   | 1,300  | 804   | 61.8  |
| 北 陸   | 1,100  | 439   | 39.9  |
| 広 島   | 1,400  | 717   | 51.2  |
| 四 国   | 1,300  | 944   | 72.6  |
| 福 岡   | 1,550  | 879   | 56.7  |
| 南 九 州 | 500    | 218   | 43.6  |
| 沖 縄   | 100    | 42    | 42.0  |
| 業 種   | 100    | 17    | 17.0  |
| 計     | 15,000 | 8,828 | 58.9  |

### Ⅲ 回答内容の概要

アンケート調査の集計結果は別表2のとおりですが、質問項目別の回答内容の概要は、次のようになっています。

#### 1 消費税の税率構造

「低所得者対策の内容が確定するまでは、従来からの給付付き税額控除制度の提言を継続するのがよい。」は26.7%、「政権与党の方針を踏まえ、軽減税率制度に賛同する提言に切り替えるのがよい。」は19.8%「軽減税率制度を導入するにしても、その対象は一部の食料品に限定するなど、できるだけ狭い範囲のものとし、給付付き税額控除制度も併用して、低所得者対策の充実を計るのがよい。」は29.8%「消費税は消費支出に対し比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない。」は14.2%となっている。

なお、「給付付き税額控除制度をよしとする」及び「給付付き税額控除制度を併用する」の合計は、56.5%、「軽減税率制度を導入する」及び「狭い範囲において軽減税率制度を導入する」の合計は、49.6%となっている。

#### 2 納税者番号制度

「低所得者対策の内容が確定するまでは、従来からの給付付き税額控除制度の早期導入の提言を継続するのがよい。」が28.0%、「政権与党の方針により軽減税率制度を導入するにしても、納税者番号制度は社会保障分野でも必要なので、早期導入の提言を継続するのがよい。」が40.9%「政権与党の給付付き税額控除制度を採用しない方針を踏まえて、納税者番号制度についての提言は、しないのがよい。」は12.4%で、納税者番号制度の導入については、68.9%が賛成している。

### 消費税等に関するアンケート調査集計結果

別表2

| 区 分           |                                                                                      | 回答数<br>(人) | 割 合<br>(%) |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 1<br>消費税の税率構造 | ①低所得者対策の内容が確定するまでは、従来からの給付付き税額控除制度の提言を継続するのがよい。                                      | 2,356      | 26.7%      |
|               | ②政権与党の方針を踏まえ、軽減税率制度に賛同する提言に切り替えるのがよい。                                                | 1,748      | 19.8%      |
|               | ③軽減税率制度を導入するにしても、その対象は一部の食料品に限定するなど、できるだけ狭い範囲のものとし、給付付き税額控除制度も併用して、低所得者対策の充実を図るのがよい。 | 2,627      | 29.8%      |
|               | ④消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない。                                           | 1,251      | 14.2%      |
|               | ⑤分らない。                                                                               | 747        | 8.5%       |
|               | ⑥その他                                                                                 | 87         | 1.0%       |
|               | ⑦無回答                                                                                 | 12         | 0.1%       |
|               |                                                                                      |            |            |

| 区 分          |                                                                  | 回答数<br>(人) | 割 合<br>(%) |
|--------------|------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 2<br>納税者番号制度 | ①低所得者対策の内容が確定するまでは、従来からの納税者番号制度の早期導入の提言を継続するのがよい。                | 2,468      | 28.0%      |
|              | ②政権与党の方針により軽減税率制度を導入するにしても、納税者番号は社会保障分野でも必要なので、早期導入の提言を継続するのがよい。 | 3,608      | 40.9%      |
|              | ③政権与党の給付付き税額控除制度を採用しない方針を踏まえて、納税者番号制度についての提言は、しないのがよい。           | 1,092      | 12.4%      |
|              | ④分らない。                                                           | 1,553      | 17.6%      |
|              | ⑤その他                                                             | 107        | 1.2%       |
|              | ⑥無回答                                                             | 0          | 0.0%       |

## 租 税 滞 納 状 況

## 消費税の滞納残高

13年連続で減少

全間連は、預かり金的性格を持つ消費税の滞納発生を憂い、かねてから「消費税完納運動」を推進してきているところだ。

消費税の滞納状況を含む平成24年度の租税滞納状況が、去る7月に国税庁から発表されました。

これによりますと、平成24年度の消費税の新規発生滞納額は3,180億円で、前年度の3,220億円に対し98.8%と1.2ポイント減少し、消費税の滞納残高（滞納整理中のものの額）は、平成24年度末で3,960億円となり、前年度末対比95.0%と、5.0ポイント減少しました。これで、消費税の滞納残高は、13年連続で減少したことになります。

国税庁発表による平成24年度の租税滞納状況は、次のとおりです。

## 平成24年度租税滞納状況について

- 1 新規発生滞納額…5,935億円（前年度比2.3%減少）
- 2 整理済額………6,850億円（前年度比2.9%増加）
- 3 滞納整理中のものの額  
………1兆2,702億円（前年度比6.7%減少）

## 1 新規発生滞納額の状況

平成24年度においては、これまでに引き続き、期限内収納の実現を図るための期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めた結果、平成24年度の新規発生滞納額は、5,935億円と前年度（6,073億円）より138億円減少（2.3%減）しました。

このうち、消費税については、3,180億円で、前年度（3,220億円）より40億円（1.2%）の減少となっています。

新規発生滞納額は、引き続き減少傾向にあり、最も新規発生滞納額が多かった平成4年度（1兆8,903億円）の31.4%まで減少しました。

## 2 滞納発生割合の状況

平成24年度の滞納発生割合（新規発生滞納額（5,935億円）／徴収決定済額（44兆4,507億円））は、1.3%になりました。

この滞納発生割合は、平成16年度以降、9年連続で2%を下回り、国税庁発足以来、最も低い割合となっています。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

## 3 整理済額の状況

平成24年度においては、これまでに引き続き、納税者個々の実情を踏まえ法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施するとともに、消費税滞納の残高圧縮に向けて確実に処理することに重点を置いて滞納の整理促進に努めた結果、平成24年度の整理済額は、6,850億円となり、前年度（6,657億円）より194億円（2.9%）増加しました。

このうち、消費税については、3,390億円と前年度（3,307億円）より83億円（2.5%）増加しました。

## 4 滞納整理中のものの額の状況

平成24年度においては、滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成24年度末における滞納整理中のものの額は、1兆2,702億円となり、前年度（1兆3,617億円）より916億円（6.7%）減少しました。

滞納整理中のものの額は、平成11年度以降、14年連続で減少し、ピーク時（平成10年度、2兆8,149億円）の45.1%になりました。

このうち、消費税については、3,960億円と前年度（4,169億円）より209億円（5.0%）減少しました。

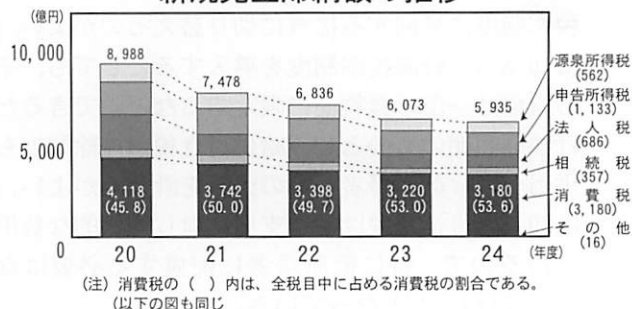
消費税の滞納整理中のものの額は、平成12年度以降13年連続で減少し、ピーク時（平成11年度、6,323億円）の62.6%になりました。

## 全税目の滞納状況

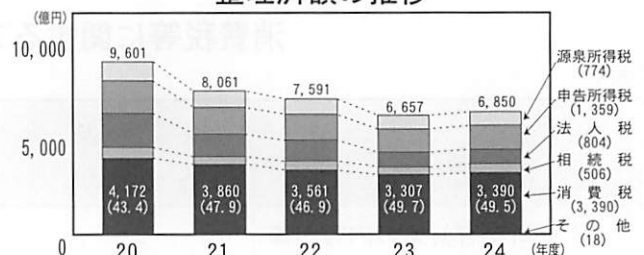
単位：億円、%

| 区分<br>年度 | 新規発生滞納額 |       | 整理済額  |       | 滞納整理中のものの額 |      |
|----------|---------|-------|-------|-------|------------|------|
|          | 金額      | 前年度比  | 金額    | 前年度比  | 金額         | 前年度比 |
| 20       | 8,988   | 101.8 | 9,601 | 100.9 | 15,538     | 92.2 |
| 21       | 7,478   | 83.2  | 8,061 | 84.0  | 14,955     | 96.2 |
| 22       | 6,836   | 91.4  | 7,591 | 94.2  | 14,201     | 95.0 |
| 23       | 6,073   | 88.8  | 6,657 | 87.7  | 13,617     | 95.9 |
| 24       | 5,935   | 97.7  | 6,850 | 102.9 | 12,702     | 93.3 |

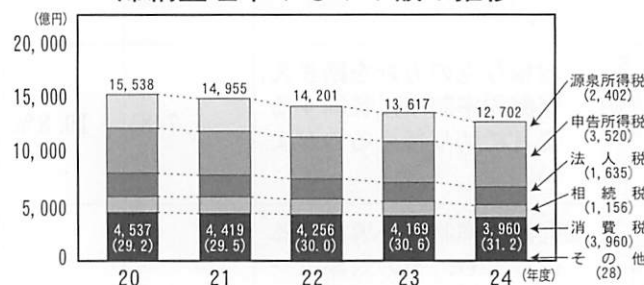
## 新規発生滞納額の推移



## 整理済額の推移



## 滞納整理中のものの額の推移

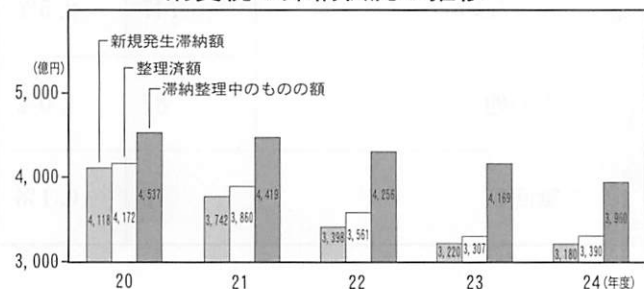


## 消費税の滞納状況

単位：億円、%

| 区分<br>年度 | 新規発生滞納額 |       | 整理済額  |       | 滞納整理中のものの額 |      |
|----------|---------|-------|-------|-------|------------|------|
|          | 金額      | 前年度比  | 金額    | 前年度比  | 金額         | 前年度比 |
| 20       | 4,118   | 103.4 | 4,172 | 103.1 | 4,537      | 98.8 |
| 21       | 3,742   | 90.9  | 3,860 | 92.5  | 4,419      | 97.4 |
| 22       | 3,398   | 90.8  | 3,561 | 92.3  | 4,256      | 96.3 |
| 23       | 3,220   | 94.8  | 3,307 | 92.9  | 4,169      | 98.0 |
| 24       | 3,180   | 98.8  | 3,390 | 102.5 | 3,960      | 95.0 |

## 消費税の滞納状況の推移



# 間税会組織の現状

## 1 間税会の組織状況

平成25年4月1日現在の会員数は88,809人社（下部組織のない大阪局間連を除きます。）で、前年同期の会員数87,925人社に対し84人社の増加となっています。

別表1「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したものです。各局間連の会員数の変動を見ますと、会員数の増加しているのは、関東信越、広島、四国及び沖縄の4局間連で、あとの7局間連は軒並み減少しています。

なお、仙台局間連につきましては、東日本大震災の影響で、会員数の把握ができていないところについては、一昨年と同数を計上しています。

別表1 間税会組織状況表

| 局連名     | 会 員 数     |           |       |
|---------|-----------|-----------|-------|
|         | 平成25年4月1日 | 平成24年4月1日 | 増 減   |
|         | 人社        | 人社        | 人社    |
| 東 京     | 18,138    | 18,139    | △ 1   |
| 関 東 信 越 | 18,449    | 18,227    | 222   |
| 大 阪     | 9         | 9         | 0     |
| 北 海 道   | 4,902     | 5,015     | △ 113 |
| 仙 台     | 3,680     | 3,945     | △ 265 |
| 東 海     | 7,511     | 7,581     | △ 70  |
| 北 陸     | 6,553     | 6,663     | △ 110 |
| 広 島     | 8,483     | 8,344     | 139   |
| 四 国     | 8,768     | 7,627     | 1,141 |
| 福 岡     | 9,187     | 9,225     | △ 38  |
| 南 九 州   | 2,603     | 2,639     | △ 36  |
| 沖 縄     | 535       | 520       | 15    |
| 計       | 88,809    | 87,925    | 884   |
|         | 88,818    | 87,934    | 884   |

(注) 1.「仙台」は、東日本大震災の影響で、会員数の把握ができていないところもある。

2. 計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。

別表2 過去5年間の会員数の推移

(単位：人社)

| 区 分   | 21年度   | 22年度   | 23年度   | 24年度   | 25年度   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 会 員 数 | 92,728 | 89,892 | 89,055 | 87,925 | 88,809 |
| 前年度比  | △2,188 | △2,836 | △837   | △1,130 | 884    |

別表3 間税会会員数階層別分布状況

| 局間連      | 東 京     | 関東信越    | 北海道     | 仙 台     | 東 海     | 北 陸   | 広 島     | 四 国     | 福 岡     | 南九州     | 沖 縄   | 合 計       |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|-------|-----------|
| 100名未満   | 13 (11) | 13 (13) | 9 (9)   | 42 (40) | 25 (25) | 1 (1) | 19 (19) | 6 (6)   | 3 (3)   | 23 (15) | 3 (3) | 157 (145) |
| 100名以上   | 34 (35) | 17 (17) | 14 (14) | 6 (8)   | 10 (11) | 3 (3) | 12 (13) | 10 (10) | 13 (13) | 13 (10) | 3 (3) | 135 (137) |
| 200名以上   | 26 (28) | 11 (15) | 3 (3)   | 4 (4)   | 6 (5)   | 4 (4) | 13 (11) | 4 (3)   | 7 (7)   |         |       | 78 (80)   |
| 300名以上   | 7 (5)   | 6 (2)   | 3 (3)   |         | 2 (2)   | 2 (2) | 4 (6)   | (1)     |         |         |       | 24 (21)   |
| 400名以上   | 1 (2)   | 5 (7)   | 1 (1)   |         | 1 (1)   |       | 2 (1)   | 3 (2)   | 3 (3)   |         |       | 16 (17)   |
| 500名以上   | 2 (2)   | 4 (2)   |         |         | 3 (3)   | 1 (1) |         | (1)     |         |         |       | 10 (9)    |
| 600名以上   |         | 1 (1)   |         |         | 1 (1)   |       |         |         | 2 (1)   |         |       | 4 (3)     |
| 700名以上   |         | 2 (2)   |         |         |         | 2 (1) |         |         | 1 (2)   |         |       | 5 (5)     |
| 800名以上   |         |         |         |         |         | 1 (2) |         | 1 (1)   | (1)     |         |       | 2 (4)     |
| 900名以上   |         | 2 (2)   |         |         |         |       |         | 1 (1)   | 1 (1)   |         |       | 4 (4)     |
| 1,000名以上 | 1 (1)   | 2 (2)   |         |         |         | 1 (1) |         | 1 (1)   | 1       | (不明11)  |       | 6 (5)     |
| 計        | 84      | 63      | 30      | 52      | 48      | 15    | 50      | 26      | 31      | 36      | 6     | 441       |

(注) ( ) 書は前年度

|      |              |             |            |           |            |             |           |               |             |            |             |               |
|------|--------------|-------------|------------|-----------|------------|-------------|-----------|---------------|-------------|------------|-------------|---------------|
| 最 高  | 武蔵野<br>2,159 | 上田<br>1,198 | 札幌西<br>443 | 山形<br>244 | 岐阜北<br>627 | 富山<br>1,486 | 徳山<br>427 | 伊予西条<br>2,721 | 小倉<br>1,011 | 熊本東<br>166 | 沖縄中部<br>155 | 伊予西条<br>2,721 |
| 最 低  | 厚木<br>36     | 柏崎<br>10    | 富良野<br>48  | 石巻<br>5   | 多治見<br>20  | 奥越<br>84    | 吉田<br>43  | 安芸<br>43      | 対馬<br>61    | 竹田<br>12   | 八重山<br>20   | 石巻<br>5       |
| 平 均  | 216          | 293         | 163        | 71        | 156        | 437         | 170       | 337           | 296         | 72         | 89          | 201           |
| モデル会 | 相模原<br>259   | 上田<br>1,198 | 旭川中<br>180 | 安達<br>98  | 岐阜南<br>450 | 武生<br>510   | 府中<br>201 | 阿波麻植<br>167   | 博多<br>687   |            |             | 平 均<br>417    |

## 2 最近5年間の会員数の推移

会員数の推移を過去に遡ってみますと、平成12年度までは増加してきていましたが、平成13年度からは減少に転じ、この5年間も別表2のように昨年までは減少してきていましたが、本年は一部の間税会の頑張りで増加しました。

なお、過去最高の会員数は、平成12年度の116,511人社です。

## 3 会員数階層別間税会

別表3「間税会会員数階層別分布状況」は、会員数別の単位会を表したもので、会員数200未満の会が292会と全体の66%を占めています。

また、1単位会当たり平均会員数は201人社となっています。

## 4 会員数のランキング

別表4「会員数ランキング」は、会員数上位から47間税会（会員数400人以上）を掲載しました。

会員数ランキング47の局間連別では、①関東信越16、②福岡8、③四国6、④東海・北陸5、⑤東京4、⑥広島2、⑦北海道1となっております。

別表4 会員数ランキング

| 順位 | 団 体 名    | 会員数   | 順位 | 団 体 名     | 会員数 |
|----|----------|-------|----|-----------|-----|
| 1  | 伊予西条(四国) | 2,721 | 25 | 上尾(関東信越)  | 510 |
| 2  | 武蔵野(東京)  | 2,159 | 26 | 宇都宮(関東信越) | 510 |
| 3  | 富山(北陸)   | 1,486 | 27 | 武生(北陸)    | 510 |
| 4  | 上田(関東信越) | 1,198 | 28 | 山梨(東京)    | 504 |
| 5  | 越谷(関東信越) | 1,132 | 29 | 横浜南(東京)   | 502 |
| 6  | 小倉(福岡)   | 1,011 | 30 | 鈴鹿(東海)    | 501 |
| 7  | 高知(四国)   | 984   | 31 | 松阪(東海)    | 501 |
| 8  | 福岡(福岡)   | 911   | 32 | 松山(四国)    | 489 |
| 9  | 土浦(関東信越) | 907   | 33 | 佐賀(福岡)    | 476 |
| 10 | 浦和(関東信越) | 900   | 34 | 松本(関東信越)  | 464 |
| 11 | 長尾(四国)   | 829   | 35 | 岐阜南(東海)   | 450 |
| 12 | 金沢(北陸)   | 817   | 36 | 八幡(福岡)    | 450 |
| 13 | 福井(北陸)   | 775   | 37 | 高松(四国)    | 446 |
| 14 | 所沢(関東信越) | 760   | 38 | 札幌西(北海道)  | 443 |
| 15 | 小松(北陸)   | 759   | 39 | 長野(関東信越)  | 429 |
| 16 | 長崎(福岡)   | 739   | 40 | 徳山(広島)    | 427 |
| 17 | 新潟(関東信越) | 726   | 41 | 諏訪(関東信越)  | 423 |
| 18 | 古河(関東信越) | 691   | 42 | 春日部(関東信越) | 420 |
| 19 | 博多(福岡)   | 687   | 43 | 宇摩(四国)    | 412 |
| 20 | 西福岡(福岡)  | 656   | 44 | 渋谷(東京)    | 404 |
| 21 | 岐阜北(東海)  | 627   | 45 | 足利(関東信越)  | 403 |
| 22 | 東三河(東海)  | 544   | 46 | 広島東(広島)   | 402 |
| 23 | 三条(関東信越) | 538   | 47 | 筑紫(福岡)    | 400 |
| 24 | 大宮(関東信越) | 530   |    |           |     |



四国間税会連合会  
会長 中端 正美

四国間税会連合会（四間連）は、平成元年8月に創立され、今年で25年目を迎える。

現在の組織は、香川県、愛媛県、徳島県、高知県の4県連と、その傘下の26単位会とで構成されている。

### 香川県間税会連合会

香川県連は、6単位会で組織されており、会員数は1,938人社で、前年比98.0%の状況である。

【長尾間税会】 会長 中端 正美

当会のエリアは香川県の東端に位置し、徳島県境に接し、東南は東西に連なる讃岐山脈（阿讃山脈）によって徳島県、西は高松市に隣接し、北東は瀬戸内海（播磨灘・瀬戸内海国立公園に指定）に臨み、高松市と徳島市のほぼ中間に位置する地域であります。産業は全国の90%を占める手袋製造を主産業としています。しかし、20年程前から日本よりも労働費の安価な中国や東南アジアに工場を移転する企業が相次ぎ、最近では、高度な技術が必要な、高級志向の製品の製造や、障害者用車いすなど、手袋以外の分野を開拓しようとする手袋企業も現れております。漁業もさかんでハマチ養殖発祥の地として有名であります。良質でサイズの大きなものを「ひけた鰯(ぶり)」として売り出し、ブランド戦略を始動させております。

当会は、多年にわたり会員の増強、組織の拡充を最重点目標として、全会員一致して努力し、香川県連の6単位会の中で、組織率は常にトップの座を占めており、毎年100事業所の新規加入という大きな目標に向けて努力しております。

また、租税に関する啓発活動も熱心に行っています。毎年、税を考える週間には地元のスーパー入口において、買い物客らにe-Taxの利用を呼びかけるチラシとともにティッシュやボールペンの配布をしております。また、地域内に消費税完納を呼びかける大型看板の設置を行いました。

今年は、消費税の税率引上げを控え、消費税の会としての間税会の果たすべき役割は大きくなると思われます。そのような状況を踏まえながら、改正消費税の内容及取扱いなどの研修や広報に、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、間税会の課題である組織の拡大強化、従来から取り組んでいます消費税の完納運動の推進やe-Taxの周知・利用促進にも地道に取り組んで行きたいと思っています。



### 愛媛県間税会連合会

愛媛県連は、8単位会で組織されており、会員数は3,286人社で、前年比98.8%の状況である。

【松山間税会】 会長 佐伯 要  
～四間連女性部会研修会（愛媛大会）の実施～

平成25年7月現在の会員数は8,768人社（全国比9.87%）となっている。

会員数は、ここ数年減少をたどっているが、これからまた増加を続けたいと思っている。

一方、青年部、女性部の現在の状況は、青年部12部会（172名）、女性部15部会（368名）となっている。

四間連では、役員・会員がお互いに協力し、積極的な会活動の推進と、新規会員の加入勧奨に取り組んでいるところである。

以下、各県連傘下の特色ある単位会を紹介する。

平成25年5月15日（水）に、愛媛県女性部会（沖和代部会長）・四国間税会連合会女性部会（吉岡和子部会長）主催にて、道後「大和屋本店」において「四間連女性部会第14回研修会」（愛媛大会）を行いました。

研修会では高松国税局の森秀文局長が講師となり、「幸せに生きる」という演題で「心と身体」が健康なこと、心の健康は「感謝」から始まるなど、自身の経験を交えて講演して頂きました。このほか、税務研修では、高松国税局消費税課の赤穂英一課長に「改正消費税法等」について税務研修を行って頂きました。四国4県から参加した約120人の女性部会の会員は熱心に聴講していました。

～税を考える週間 街頭広報の実施～

税を考える週間（平成24年11月11日～17日）に合わせて、松山間税会（佐伯要会長）は松山青色申告会（三森聡会長）と共催で、身近な税金について広く知っていただこうと、松山市内にて街頭キャンペーンを行いました。



今年で5回目となるこのキャンペーンは、両会の役員約60人が参加して、松山市内の大手スーパー22カ所と松山市駅前の3カ所で、買い物客や学生らを対象として開催したものであります。

街頭配付については、街ゆく人に、全間連の「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルや会員が手作業で編んだ環境にやさしいアクリル毛糸タワシなども手渡しいたしました。

また、税金クイズコーナーでは「やさしい」「普通」「難しい」の3種類のボックスの中から選んで答える税金クイズを行ったり、e-Taxを紹介し、インターネットで税の申告や申請ができることを説明しました。

今回のキャンペーンでは、児童や学生から社会人、高齢者の方まで幅広く税について広報することが出来ました。最近の政治や経済等に関心が高い若者たちは、用意したクイズに真剣に回答している姿が印象的で、深く税を考える1日となりました。

### 徳島県間税会連合会

徳島県連は、6単位会で組織されており、会員数は878人社で前年比97.1%と一進一退の状況である。

【鳴門間税会】 会長 春木 扶佐子  
当会のエリアは四国の東部、徳島県の東北端に位置し

ており、北部は瀬戸内海国立公園に指定され、鳴門海峡の急流と逆巻く渦潮でその名を知られた景勝地であります。恵まれた自然や歴史、文化などの観光資源、全国的にも高い評価を受ける「鯛」「ワカメ」「さつまいも」「塩」など数多い地域特産物があります。

当会の会員数は182人社、青年部、女性部会を設けて活動しております。昨年10月27日、鳴門市老人福祉センターにおきまして「間税会文化イベント2012」を開催しました。このイベントは税知識と納税に関する意識を高める啓蒙事業として、平成20年10月にドイツ・リュネブルク市の使節団を招いて以来、5回目となります。

鳴門市とドイツの絆は、第一次世界大戦時、板東俘虜収容所(現大麻町)に収容されていたドイツ兵士と地元の人たちとの間に生まれた、国境を越えた友情から始まりました。そして、日本で初めて開催されたベートーベン「第九」演奏会。こうした国際的友好を未来に伝えようと鳴門市とドイツ連邦共和国・リュネブルク市は姉妹都市連盟を締結しております。

当日は、泉理彦鳴門市長来賓をはじめ、鳴門教育大学の留学生を含む、約150人が参加する中、「秋の夜長の音楽と税のおはなし」と題して、鳴門市ドイツ館国際交流員ロバート・テルシク氏による「EUの消費税について」の講演が行われました。



その後、参加者はベルリンを拠点に活躍中のドイツ人ジャズピアニスト、ウルリケ・ハーゲ氏のドイツ創作ジャズと日本人演奏家によるサクソフォンとギターの奏でるクラシックの生演奏を楽しみました。文化交流を通じて消費税への関心が深まり、間税会の広報活動につながりました。

また、初めての試みでありました青年部、女性部の合同研修会では高松国税局から講師をお迎えして「わたしたちの暮らしと間接税」と題して研修会を開催。若い後継者との交流を図ることができ、会の活性化につながりました。これからも会員同士の交流、親睦を深めながら、消費税についての啓発・広報活動のほか、地域性・特性を活かした鳴門間税会独自の事業活動を続けていきたいと思ひます。

## 高知県間税会連合会

高知県連は、6単位会で組織されており、会員数は1,408人社で前年比100.3%と一進一退の状況です。

【高知間税会】 会長 竹崎 敏夫

当会は高知市内を5地区に区分けして、更に13支部に分割のうえ各分区長及び支部長を配置した組織体制を敷き、全国7位の会員数となっています。また、会活動として6つの委員会(総務、組織、研修、広報、厚生、税制)と2つの部会(青年、女性)を設けて活動しています。

主な活動目標として、25年6月末までに会員数1,100人社の達成とe-Tax普及を目標に役員一丸となって取り組んでいます。特にe-Tax普及については、高知税務署との連携を密にしてe-Tax・eL Tax推進協議会への役員参加や、租税教室へ女性部会員を講師として参加。更に、高知税務署職員を講師に迎えた改正消費税等の研修会開催を行い、消費税の知識を深めています。また、年4回発刊の会報誌「間税会高知」を通じて全会員に当会の事業予定や高知税務署のお知らせ等を掲載し、少しでも身近で魅力ある会である事をアピールしています。

各活動については、厚生委員会による会員親睦ゴルフコンペ開催や、税制委員会および女性部会が中心となって「税を考える週間」に合わせて、帯屋町商店街において税金クイズや「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等を通行人に配布して消費税への関心と理解を求めました。また、高知市租税教育研究会主催の「まんが作品展」の協賛や、市内中学校を対象に「税の標語」募集を行い、次代を担う生徒から402点の応募作品から優秀作品16点をイオン高知に展示すると共に、優秀作品には表彰状ならびに記念品の授与と、応募のあった全生徒にも高知間税会のロゴ入りボールペンや「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等を参加賞として贈呈しました。



現在、高知市は少子高齢化が進むなかで事業の廃止等により、当会を取り巻く環境は大変厳しい環境下にありますが、土佐人気質である「男性のいごっそう」と「女性のはちきん」パワーを発揮して、盤石な組織体制の確立に今後も努めたいと思っています。

### 【幡多間税会】

会長 友永 幸雄

当会のエリアは面積的には香川県全域に匹敵する広さがあります。そのため会活動も集約することが難しく、各市町村ごとに事業をせざるを得ません。それで、各地区から選出していただいている理事の皆様の活躍が事業の成功のキーポイントになっています。さらには、事務局を担当していただいている商工会議所には大変お世話になっているのが実情です。

そのような状況の中でも、会員への税知識の広報や未来の納税者である子供たちに税金に関心を持ってもらうための活動、さらには地域の皆様と一緒にのボランティア活動など積極的な活動を展開しています。

まず広報活動については、会報を発行したり、他の税務団体と共同で「幡多のくに」というミニコミ紙を年間数冊配布しています。「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布も実施しています。

次に、中学、高校生を対象とした「税の標語」募集も積極的に行っています。昨年は「全国間税会総連合会入選」をいただき、当該校において表彰式を実施して、その様子が新聞報道されました。また、「租税教室」も各地区の理事さんが講師を務めていただき開催されています。最初は子供達が真面目に聞いてくれるのかと心配しておりましたが、意外にも真剣に聞いてもらえるので、講師も力が入って頑張り甲斐のある授業が出来ています。

最後にボランティア活動ですが、域内で行われるボランティア活動に協賛団体として名を連ねて参加しています。具体的には、中心市街地の一斉清掃には地区区長会や商店街などとともに汗を流しています。また、法人会との合同イベントとして中村駅の駅前一斉清掃にも参加しています。どちらの行事にも中村税務署からも多数参加していただき有難く思っています。

当会の当面の課題は、会員増強問題であります。会員の中からも廃業される方が出るなど、会員数の維持にも赤信号が灯り会員増強は急務であります。

消費税増税などの問題がクローズアップされればされる程、間税会の重要性が増すので当会も一段の事業を展開していきたいと考えています。

## 常任理事会の開催

去る7月26日（金）午後2時から東京・麹町 弘済会館において、常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部吉田寿彦消費税室長から、ご挨拶をいただきました。

主な議題は、次のとおりです。

- ① 第40回通常総会・創立40周年記念式典等の開催
- ② 平成24年度収支計算書（見込額）及び平成25年度収支予算書（案）
- ③ 平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画（案）
- ④ 今後における組織増強への取組みと財政基盤の強化等について
- ⑤ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの効果的な活用について
- ⑥ 「税の標語」の募集等について
- ⑦ 平成25年度税制改正について
- ⑧ 平成26年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

## 正副会長会議の開催

去る7月26日（金）常任理事会に先立ち、正副会長会議が開催され、今後における全間連の運営のあり方等について、幅広い観点から検討が行われました。

## 青年部役員会の開催

青年部は、去る6月28日（金）事務局において、江川専務理事を講師として「社会保障・税一体改革と消費税」と題して研修会を行った後、午後3時30分から、役員会を開催し、第35回通常総会の開催及び今後における青年部のあり方等について、協議しました。

## 揮発油税中央セミナーの開催

第34回揮発油税中央セミナーは、6月18日（火）午前9時30分から東京・麹町 弘済会館において、石油精製、石油化学関係会社の本支店、事業所等の揮発油税実務担当者を対象に、国税庁課税部消費税室川崎諸税第一係長を講師として行われ、127名が受講しました。

## 全間連の租税教育活動を一般財団法人大蔵財務協会が支援

一般財団法人大蔵財務協会（石坂匡身理事長）は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布活動に対して支援して下さることになり、去る7月26日（金）に開催された常任理事会の席上において、石坂理事長から大谷会長に対し、支援金（200万円）が贈呈されました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の募集数やクリアファイルの配布数はふえてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業は租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援していただいているものです。



## 全間連の主な動き（25. 5. 14～9. 3）

|          |                         |      |
|----------|-------------------------|------|
| 5月14日(火) | 広報委員会                   | 東京   |
| 5月15日(水) | 全間連会報発行第127号            |      |
| 5月16日(木) | 広島局間連総会出席               | 広島   |
| 6月5日(水)  | 仙台局間連総会出席               | 仙台   |
| 6月5日(木)  | 北海道間連総会出席               | 札幌   |
| 6月7日(金)  | 輸物品販売場等税務懇話会理事会         | 事務局  |
| 6月10日(月) | 東京局間連総会出席               | 東京   |
| 6月12日(水) | 東海間連総会出席                | 名古屋  |
| 6月12日(木) | 福岡局間連総会出席               | 福岡   |
| 6月18日(火) | 揮発油税中央セミナー              | 東京   |
| 6月19日(水) | 関東信越間連総会出席              | さいたま |
| 6月26日(水) | 南九州間連総会出席               | 熊本   |
| 6月27日(木) | 税制委員会                   | 事務局  |
| 6月28日(金) | 青年部研修会、役員会、国税庁幹部との意見交換会 | 東京   |
| 7月2日(火)  | 幹事会                     | 事務局  |
| 7月10日(水) | 財務委員会                   | 事務局  |
| 7月11日(木) | 会務運営委員会                 | 事務局  |
| 7月12日(金) | 総務委員会                   | 事務局  |
| 7月26日(金) | 正副会長会議・常任理事会            | 東京   |
| 8月9日(金)  | 事務局長会議                  | 事務局  |
| 9月3日(火)  | 幹事会                     | 事務局  |

## 関東信越間税会連合会の活動状況

関東信越間連は埼玉県連、茨城県連、栃木県連、群馬県連、長野県連、新潟県連で構成され、正副会長会と組織委員会・税制委員会・広報委員会の三つの専門委員会、青年部・女性部が中心となり活動しています。

### 正副会長会（会運営の基本方針の協議・決定）

関東信越国税局幹部との協議会を開催



平成24年10月23日（火）、関東信越国税局幹部との協議会が、さいたま新都心のさいたまフレにおいて開催され、要望事項等について意見交換が行われた。

国税局から宮内局長、北村課税第二部長、猪瀬課税第二部次長及び清澤消費税課長が、また、間税会からは関亦会長、各副会長、専務理事及び各県連事務局長が出席しました。

### 組織委員会（会員増強を担当）

過去3年間の関東信越間連会員数の推移（3年連続増加）

| 平成23年    | 平成24年    | 平成25年    |
|----------|----------|----------|
| 18,189人社 | 18,227人社 | 18,467人社 |

### 広報委員会（局連だよりの発行を担当）

年1回発行（1月1日）発行部数20,000部  
表紙には、各県連持ち回りで地元の名所を掲載。  
内容は、各単位会の活動を中心に掲載。  
税の標語紹介、国税局のページを設ける。  
税の標語 過去2年間の応募状況

| 平成23年度  | 平成24年度  |
|---------|---------|
| 15,062点 | 19,775点 |

### 税制委員会

（税制及び執行並びに歳出に関する提言活動、研修を担当）



平成24年12月17日（月）、税制委員会講演会をさいたま市の道山閣において開催。片山さつき参議院議員を講師にお迎えして「消費税増税とタイムスケジュール」と題して講演をいただきました。

### 青年部



平成24年11月29日（木）、さいたま市の道山閣において、関東信越国税局から堀口消費税課長補佐及び秋葉総務係長をお迎えして、青年部会を開催。「青年部の果たす役割」について討論した。

### 女性部



埼玉県連税制委員会との共催で全間連税制委員長鈴木泰生氏による『イギリス・フランスの消費税の現状と日本の消費税の今後』と題した税制研修講演会に参加。主婦や経営者などそれぞれの立場で消費税について学びました。

## 単位会の活動状況

### 埼玉県連 大宮間税会



平成24年11月21日（水）、大宮間税会研修旅行を実施。開催以来、長蛇の列の続いているツタンカーメン展、東京スカイツリーへ。移動のバスの中で税務調査のDVDを見ながら税務研修、活況の商業施設等見学を通して日本の経済、その先の税収について勉強した。

### 茨城県連 土浦間税会



会員間の交流を目的に、平成24年11月10日（土）、秋の新そばの収穫時期に合わせて、恒例となったそば打ち体験を行いました。そば粉は、地元産の常陸秋そばを使い、経験を積んだ名人からそば打ちの基本を教えていただき、楽しく体験。自分で打ったそばの味は、格別で絶品でした。

### 栃木県連 宇都宮間税会



宇都宮間税会合同研修会



女性部連絡協議会

### 群馬県連 高崎間税会



毎年「税を考える週間」の行事の一環として研修会を開催。平成24年11月22日に高崎市役所で市税と国税の研修会を開催。

第一部が高崎市財務部財政課長の歌代典彦氏による「税と高崎市の財政」、第二部が高崎税務署副署長の飯島善人氏による「国際課税の現状とe-Tax」というテーマで研修が行われました。

### 長野県連 上田間税会



平成24年10月28日・29日と一泊二日で伊勢神宮へ研修旅行を実施。ベコニアガーデン「なばなの里」、二見ヶ浦「夫婦岩」の見学等、またバスの中では税金クイズ等、間税会ならではの時間をたっぷりとり、学習と親睦のよい機会となりました。

### 新潟県連 佐渡間税会



毎年6月の総会后、佐渡税務署長よりご講話をいただき、その後の懇親会にも大勢の会員が出席し大好評です。また、12月には佐渡税務署にて間税会役員との懇談会を予定。一歩一歩ですが、今後の活動・会員増強をより活発に進められるように努めてまいります。

## 組織増強への取組み

各間税会とも、間税会活動の最重点項目として、組織の拡大・強化に力を入れてきているところですが、7頁に掲載しましたように、平成25年4月1日現在の会員数（組織形態の異なる大阪局間連を除きます。）は、88,809人社となり、前年同期の87,925人社に比べて884人社の増加となりました。これは一部の間税会の頑張りによるもので、全体の趨勢としては、減少傾向に歯止めはかかっていません。

このような趨勢の中で、会員増強に精力的に取り組まれ、顕著な会員増に結びつけた間税会もあります。

今回の間税会だよりでは、平成24年度中に50人社以上の会員増を行った会の中から、9間税会について、会員増強への取組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

### ●●●武蔵野間税会●●●

東京局間連

| 会員数<br>(人社) | 21年 | 22年 | 23年   | 24年   | 25年   | 増加会員数 |
|-------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
|             | 602 | 701 | 2,006 | 2,078 | 2,159 | 81    |

#### 1 組織拡大への取組み方

会員増強月間を設けたり、他の税務協力団体に働きかけるなどの特別な会員増強活動はしていませんが、何故、会員増強が出来たかといいますと、基本に忠実な会運営を行ってきた結果だと思っています。それは、次の三つの要素が生み出した結果です。

- ① 役員のはほぼ全員が、間税会の生え抜きであり、間税会の目的意識をしっかりと持っていること。
- ② 眼に見える活動を続けてきていることから、地域における間税会の知名度が高いこと。
- ③ 一般会員の参加機会を増やすことで退会を防止し、退会者が1%以下であること。

特に重要なのは、①です。間税会を第一と考えている役員による、他に依存しない独立独歩の会運営と、一人一人の地道な努力の結果だと思っています。

#### 2 今後の活動方針

平成25年度の国の租税及び印紙収入予算額の34.3%が、間税会に関係のある間接税等で占められています。今後、消費税率の引上げにより間接税等は直接税を上回る税収をもたらす税の主役となる時代になると思います。

このため、間税会の果たすべき役割も益々大きくなってまいりますので、間接税時代にふさわしい会務運営に努めたいと思います。

また、消費税率引上げに伴う啓発、広報活動についても、地元税務署との連携の下に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

### ●●●大宮間税会●●●

関東信越間連

| 会員数<br>(人社) | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 増加会員数 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|             | 365 | 370 | 405 | 421 | 530 | 109   |

#### 1 組織拡大への取組み方

機関会議、主催事業の際には役員、会員に対して増強を呼びかけています。

特に、ここ数年は、地元金融機関の協力を得て、会員加入勧奨に取り組んできており、年々着実に会員数を増やしています。

新入会員に対しては、各種主催事業の懇親会において紹介し、異業種交流の場としても利用していただき、会に定着するように配慮しています。

#### 2 主な事業活動の内容

会員相互の親睦を深め、税の知識を高める研修会や他の間税会との意見交換会を実施しています。

- ① 「税を考える週間」の講演会
- ② 研修旅行（今年度は1泊2日を予定）

特に、下記三項目を重要事業として位置づけ、同じさいたま市にある浦和間税会と切磋琢磨（毎年交流会実施）し、実績向上に取り組んでいます。

重要事業（数字は昨年度の実績）

- ① 「税の標語」 3,083点の応募
- ② クリアファイルの活用 10,800枚
- ③ 税のアンケート 70件要請に対し266件の回収

#### 3 今後の活動方針

税務署の協力団体は間税会だけではありません。金太郎飴のごとく、他の団体と同じことを繰り返していたのでは、会員は離れていきますし、新入会員も増えません。

会の運営において、惰性や前例で事業を行うのではなく、その時点で出来る最高の企画を常に考えて実行していきます。

楽しくて、有用な内容であれば、口コミで会の活動も広まり、輪も広がっていきます。また、タウン誌、ホームページを利用し、間税会が世間に認知されるように、イメージ



役員集合写真

広告を行っています。

そして、一部役員に偏っていた事務局運営から脱却し、独立した会の運営ができるように、役員一人一人に役割分担を決めて協力してもらい、会の運営に当たっていききたいと思います。

## ●● 竜ヶ崎間税会 ●● 関東信越間連 ●●

| 会員数<br>(人社) | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 増加会員数 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|             | 199 | 249 | 285 | 289 | 339 | 50    |

### 1 組織拡大への取組み方

当会では、会長が先頭になり会員増強を重点項目として、日々活動しています。

会長をはじめ役員一同が地域各団体への呼びかけ、また、当会主催の各行事実施時に、新規会員の勧誘等様々な形で会員増強運動を展開しています。

### 2 主な事業活動の内容

- ① 各団体の会合へ積極的に参加し、間税会のアピール等を展開しています。

特に、法人会・税理士会とは密接に連携し、会員勧誘運動を進めています。

- ② 年2回のゴルフコンペ、納涼祭等は新規会員獲得の機会と捉え、積極的に参加を促し、会員増強に努めています。

特に、納涼祭においては、麒麟ビール㈱・アサヒビール㈱という一流メーカーの会場での開催と、地の利を生かした活動を進めています。

- ③ 税務協力団体と連携の下に税務研修会等を開催し、税の啓蒙活動及びe-Taxの普及促進を進めています。

- ④ 役員のみならず、当会活動目標でもある「1会員1新規会員運動」を進めています。

### 3 今後の活動方針

大半の会が会員減少に苦しみ中、当会は、年々会員増を達成してまいりました。

24年度には、300会員を超えましたが、当面の目標である500会員を目指し、日々活動してまいります。

## ●● 上田間税会 ●● 関東信越間連 ●●

| 会員数<br>(人社) | 21年   | 22年   | 23年   | 24年   | 25年   | 増加会員数 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             | 1,120 | 1,050 | 1,048 | 1,148 | 1,198 | 50    |

### 1 組織拡大への取組み方

- ① 時代の変遷と共に、景気の低迷が長く続く中で、脱会者も年々続出したためこれに歯止めをかけるべく、全役員一丸となって組織の拡大に取り組みました。

- ② 全間連のモデル会に指定されている中で、昨年に引続き、正会員に合わせて、ファミリー会員の増強活動を実施し、各種活動に参加をしていただきました。

### 2 主な事業活動の内容

- ① 総務組織委員会 組織の拡大強化及び各委員会との連携
- ② 広報委員会 年2回「うえだ間税会会報」の発行（7月末第50号）  
会報に合わせてクリアーファイ

ルの配布

### ③ 税務研究委員会

消費税を中心とした税務研修会  
・税務署長講演会等

鈴木泰生全間連税制委員長による「イギリス・フランスの消費税の現状と日本の消費税制度の行方」をテーマに講演会の実施  
会員相互の交流を深めるための研修旅行 前回は「伊勢神宮のたび」実施

今年は、世界文化遺産に指定された「富士山・河口湖」方面への研修旅行を予定

### ④ 研修委員会

### ⑤ 女性部会

各種研修会の実施・親睦マレットゴルフ大会開催・女性部研修ツアー・「税の標語」募集活動・社会福祉貢献事業として古切手等の収集活動

### 3 今後の活動方針

今年は、一層の増強を計るために会則を一部変更し、特別会員制度を導入して、会員増強と会の財政確保に力を入れていきます。



講演会の風景

## ●● 三条間税会 ●● 関東信越間連 ●●

| 会員数<br>(人社) | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 増加会員数 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|             | 295 | 376 | 376 | 458 | 538 | 80    |

### 1 組織拡大への取組み方

- ① 三条間税会役員と三条税務署幹部との懇談会を、「報告・連絡・相談の場」として春と秋に行い、組織拡大に向けて取り組むための重点施策・方針・進め方等を共有し、実行に移しました。



署長講演

- ② 特に今年度は、昨年度に引続き「行政と公益法人向けの消費税研修会」と新たに「国税通則法等の改正についての研修会」を積極的に行い、会員の税務知識を深めながら、組織増強の目標を達成する事が出来ました。

### 2 主な事業活動の内容

- ① 税務研修会、間接税関係資料等の展示会の開催
- ② e-Taxの普及拡大運動
- ③ 手作りの三条間税会報の発行
- ④ 三条間税会のPR活動

### 3 今後の活動方針

当会は、役員の啓発を促すために始めた署幹部との懇談会が「報告・連絡・相談の場」として、活動の原動力と

なっております。この取組みを継続する事で、当会の中心となる人材育成と間税会活動の充実を図ってまいります。

富山間税会 北陸間連

| 会員数<br>(人社) | 21年   | 22年   | 23年   | 24年   | 25年   | 増加会員数 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             | 1,474 | 1,403 | 1,372 | 1,355 | 1,486 | 131   |

1 組織拡大への取組み方

毎年、会員減少が続いている状況に歯止めをかけるため、当会の正副会長が先頭に立ち、平成23年12月から本格的に会員増強に取組みました。平成24年の全間連総会が北陸で開催されることもあり、必ず組織増強功労者表彰を受ける目標を立て、組織委員に加えて、若い世代の会員で組織拡大特別委員会を結成し、活動の活性化を図りました。

結果、新規で131人社の会員増強を達成いたしました。



組織拡大特別委員会

2 主な事業活動の内容

① 公益法人、医薬品販売業、建設業、自動車販売業等、それぞれの業種に部会を設置し、各会の事業内容に合った消費税・印紙税の研修会に力を入れ、納税意識の向上に努めました。

② 滞納防止、納税推進運動の展開

富山市租税推進協議会にクリアファイルの贈呈、地方新聞2社に「正しく知ろう消費税」の全面広告を掲載しました。

3 今後の活動方針

消費税率の引上げを目前に控え、今年度は各研修会の実施時期を早め、会員の意識向上に努めてまいります。

また、今年も昨年に引き続き全間連から表彰を受けられるよう、新たなメンバーで組織拡大特命委員会を結成し、広く間税会を知ってもらい、新たな会員の獲得に務めます。

府中間税会 広島局間連

| 会員数<br>(人社) | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 増加会員数 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|             | 69  | 71  | 71  | 123 | 201 | 78    |

1 組織拡大への取組み方

活発な事業展開をするためには、組織力の強化が重要であり、それにより事業の充実も図ることができます。

当会は、モデル会の指定を受けており、250人社の会員達成に向けて、会長を始め役員が一丸となって会員獲得に励んでおります。

具体的な方法としては、以下のとおりです。

① 4部会を設置して役員を振り分け、会員増強部会を中心に検討を行う。

② 未会員名簿を作成して、勧誘する役員を決定する。

③ 役員を14名から17名に増員する。

④ 役員会を頻繁に行い、状況報告・情報交換及び役員同士の連携を図り、対策を検討する。

2 主な事業活動の内容

① 税務研修会・著名人による講演会の開催

② 近隣間税会との交流会

③ 部会活動の開催

④ 各種イベントへの参加と街頭での広報活動

⑤ 会報誌の発行（年6回）により、会員に近況報告

3 今後の活動方針

引続き会員増強を推進しながら、会の活動を更に充実させ、会員に喜んでもらい、そして、ためになる事業を展開してまいります。



広報活動

また、今年度より、府中市内の中学生を対象に「税の標語」募集を行います。小学校を対象にした租税教室に続く、若い層への税の理解を深めさせる事業となります。

こうした活動が、会員に魅力あるものとして映るよう引続き活動してまいります。

伊予西条間税会 四国間連

| 会員数<br>(人社) | 21年   | 22年   | 23年   | 24年   | 25年   | 増加会員数 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             | 1,207 | 1,238 | 1,382 | 1,463 | 2,721 | 1,258 |

1 組織拡大への取組み方

最近、全国的には景気が良くなりつつあるという傾向の中、私達の地方では全く良いとは言えません。

その中で、このような時だからこそ当会の役員は、頑張っていこうという気持ちでいっぱいです。

以前より、一步一步、役員と地域市民が一体となることを進めてきました。結果が出てきましたので、今後益々頑張っていく所存であります。

2 主な事業活動の内容

① 講演会

著名人を招いての公開講演会は、益々知名度も高くなっています。経費は掛りますが社会奉仕としては、大いに役立っています。

最近10年間の講演会は、次のとおりです。

| 年月日       | 講 師   | 演 題                 | 経歴等                   |
|-----------|-------|---------------------|-----------------------|
| 平成15.11.8 | 田口 信教 | 金メダルへの道             | ミュンヘンオリンピック金メダリスト     |
| 平成16.6.19 | 稲尾 和久 | 私の野球人生              | 元西鉄ライオンズ投手            |
| 平成17.5.15 | 大武健一郎 | 21世紀の日本の国家戦略と税制税務行政 | 国税庁長官                 |
| 平成18.6.25 | 八木 康夫 | 戦艦大和の語り部            | —                     |
| 平成19.6.24 | 城 武夫  | 真珠湾攻撃を語る            | —                     |
| 平成20.6.22 | 板津 忠正 | 特攻の真実と平和            | 元特攻隊員<br>知覧特攻平和会館初代館長 |

| 年月日        | 講 師   | 演 題                           | 経歴等                           |
|------------|-------|-------------------------------|-------------------------------|
| 平成21.6.21  | 伏屋 和彦 | 税務行政に携わって                     | 元国税庁長官・内閣官<br>房副長官・会計検査院<br>長 |
| 平成22.6.20  | 野志 克仁 | もぎたてテレビと私                     | 南海放送アナウンサー<br>愛媛県松山市長         |
| 平成23.7.31  | 中田 勝博 | 「地域に生の演奏を<br>することで心豊かに」の講演と演奏 | 愛媛県交響楽団指揮者                    |
| 平成24.11.25 | 渡部 正巳 | 世界と日本の平和<br>浮穴郡里神楽            | 愛媛県東温市築島神社<br>昭和倶楽部           |

② e-Tax・el-Taxのチラシ配布、税務署長による租税教室（贈与税・相続税）の開催、「税の標語」表彰式を盛大に実施しました。

③ e-Tax・el-Tax電子申告の立看板を、愛媛県地方局・西条市役所本庁及び総合支所4ヶ所計5ヶ所に年間を通じて設置することが決まりました。

### 3 今後の活動方針

e-Taxと県・市のel-Taxをドッキングして、地方行政にも協力していきます。

講演会も益々地域密着型となり、参加者も500名～1,000名と定着してきています。

今後も、以上の事業を力強く続けていきますが、少ない経費で最大の効果を上げるようにしていきたいと思えます。

何事も実行あるのみです。



浮穴郡里神楽

## 小倉間税会

福岡局関連

| 会員数<br>(人) | 21年   | 22年   | 23年 | 24年 | 25年   | 増加会員数 |
|------------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|
|            | 1,008 | 1,008 | 875 | 890 | 1,011 | 121   |

### 1 組織拡大への取組み方

ここ10年近く、会費の督促状を出せば退会が繰り返される状況に「何かいい方法はないか」と頭を痛めていた前会長、新しく会長に就任した深町宏子は、会の立て直しにかかりました。

「真剣に会員を増やしましょうよ。来年は福岡で全国大会があるのよ！元気な小倉間税会を取り戻すのよ！」と檄を飛ばし、即、正副会長会議を開催し、副会長をトップに10のグループを編成し、各理事をチームに入れて行動を起こしました。各グループの目標は10名！

今回、全員が責任を持って地道に取り組んだ結果、121名という新しい会員を仲間にする事ができました。

### 2 主な事業活動の内容

#### ① バスハイクー泊研修旅行

未加入の方にも参加を呼びかけ、加入勧奨の機会を作った。

#### ② 福岡国税局管内の他の会との意見交換会を実施 24年度は、甘木朝倉間税会と行った。

#### ③ 税に関する研修会、講演会

#### ④ 会報発行誌は、年一回

#### ⑤ 「税の標語」の募集

本年は、4中学校へ依頼した。

#### ⑥ 青年部・女性部合同スポーツ大会の開催 全会員に案内をする。

### 3 今後の活動方針

引続き会員増強は推進し、明るく元気がモットーの小倉間税会が目標です。

間税会として魅力ある会とするため、研修会、講演会、旅行、見学会等を積極的に実施してまいります。



バスハイク研修会

始めよう！月々2,992円  
からの安心生活！



全日警のホームセキュリティ  
**HAPPY GUARD**  
ハッピーガード

お見積りは、無料！ お問い合わせ、お見積り、資料のご請求は [www.zennikkei.co.jp/hs/](http://www.zennikkei.co.jp/hs/) ☎ 0120-87-7575

# 消費税の円滑な転嫁等を推進するための措置

消費税につきましては、平成26年4月から8%に、そして、平成27年10月から10%に引き上げられることとされていますが、税率引上げに際しての大きな課題の一つは、中小事業者の消費税の円滑かつ適正な転嫁を推進するための施策です。

この施策に関して、このほど、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(消費税転嫁対策特別措置法)が制定され、政府は、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組みを行っていくこととしています。

この特別措置の概要は、次のとおりです。

## I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。

適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

| 転嫁拒否をする側(規制対象)(買手)            | 転嫁拒否をされる側(売手)            |
|-------------------------------|--------------------------|
| 大規模小売事業者                      | 大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者 |
| 資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等 | 資本金3億円以下の事業者等            |

| 禁止される行為                  | 具体例                                                                                    |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ①減額                      | 本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること                               |
| ②買いたたき                   | 原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること                          |
| ③購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制 | 消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること                                    |
| ④税抜価格での交渉の拒否             | 消費税税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること                                                        |
| ⑤報復行為                    | 転嫁拒否された事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること |

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

このIに関する問い合わせ先：

公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

## II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

| 禁止される表示                                                         | 禁止される表示の具体例                      |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示                                         | 「消費税は転嫁しません」<br>「消費税は当店が負担しています」 |
| ②取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの | 「消費税率上昇分値引きします」                  |
| ③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの                | 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」   |

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

このIIに関する問い合わせ先：

消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

## III 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の張り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認

されないための措置を講じていけば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

\* 消費者への配慮の観点から、この特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 〇〇円(税抜き)  | 〇〇円(税抜価格) |
| 〇〇円(本体価格) | 〇〇円 + 税   |

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

このIII(1)に関する問い合わせ先：

財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

III(2)に関する問い合わせ先：

消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

## IV 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。)

(1) 転嫁カルテル

(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

\* 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

\* 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

| 中小事業者の範囲    | 資本金等の額(会社)      | 又は 常時使用する従業員数(会社又は個人) |
|-------------|-----------------|-----------------------|
| 製造業、建設業、運輸業 | 3億円以下           | 300人以下                |
| 卸売業         | 1億円以下           | 100人以下                |
| サービス業       | 5千万円以下          | 100人以下                |
| 小売業         | 5千万円以下          | 50人以下                 |
| 政令で定める業種    | 業種ごとに政令で定める金額以下 | 業種ごとに政令で定める数以下        |
| 上記以外の業種     | 3億円以下           | 300人以下                |

(2) 表示カルテル

(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

このIVに関する問い合わせ先：

公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)